

議案第 97 号

訴えの提起について

次のとおり、訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 16 日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

1. 事件名 所有権移転登記手続請求事件

2. 訴訟当事者 原告 湯梨浜町  
被告

3. 対象物件

種類 土地

所在

地番

地目

地積

4. 請求の趣旨

被告は、原告に対し、対象物件について、昭和・・・年・・・月・・・日の時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求める。

5. 事件の概要

(1) 本件土地は、昭和・・・年頃、本町（・・・・）が・・・・用地として買収し、所有権を取得していると推測されるが、所有権移転登記手続がされておらず、・・・・の名義のままとなっている。

(2) 仮に用地買収がされていなかったとしても、本件土地は、遅くとも・・・・が完成した昭和・・・年・・・月・・・日から本町が自己の所有地として占有を開始し、昭和・・・年・・・月・・・日には取得時効が完成している。

(3) 本件土地について町への所有権移転登記を行うため、相続人・・・名に対し、登記手続への協力を求めたが、この相続人のうち、被告からは、任意の協力が得られなかった。

(4) このため、本件土地について被告に取得時効を援用する意思表示を行うとともに、所有権移転登記手続を求める訴訟を提起しようとするものである。

6. 議決を求める事項

- (1) 本件土地について上記の被告に対し所有権移転登記手続を求める訴えを鳥取地方裁判所倉吉支部に提起すること。
- (2) 本件訴え提起前又は後において、被告の死亡に伴う相続が発生し、被告を変更する必要がある場合には、その相続人を被告とすること。
- (3) 必要に応じて次の行為をすることができること。
  - ① 訴えの取下げ
  - ② 特別代理人選任申し立て
  - ③ 公示送達申し立て
  - ④ その他請求の内容を実現するために必要な裁判上の行為